

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月27日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成21年1月6日、会社Aに雇用され、平成29年3月16日からB所在の会社C（以下「派遣先会社」という。）において機械設計業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成29年4月6日午後5時45分頃、派遣先会社から帰宅するため電車に乗車中、車輻が満員状態で、目の前にリュックを背負った学生が立っていたため、腰や首を捻った状態で立たざるを得ず、電車が強く揺れた際、バランスを崩し首や腰に激痛が走ったという（以下「本件出来事」という。）。請求人は、同年8月1日、D医療機関を受診し、「頸部捻挫後遺症、腰部挫傷後後遺」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は通勤災害に該当するとして療養給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月13日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件傷病は、①通勤ラッシュによる無理な姿勢において衝撃を受けたため、大きなダメージがあったこと、②長時間の通勤による身体的疲労の蓄積があったことから、衝撃により発症したものであり、また、初診時診断書においては、「頸部捻挫、腰部挫傷後後遺」と診断されていたが、今回診断書で、「腰椎椎間板症」と判明したため、本件出来事との医学的相当因果関係が認められると主張しているため、以下検討する。
- (2) 通勤災害であったとの主張に関しては、労災保険法第7条第1項において、通勤災害とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡であるとし、「通勤による」とは、通勤と相当因果関係のあること、つまり、通勤に通常伴う危険が具体化したことをいうとされている。
- (3) E医師は、平成29年10月23日付け意見書において、要旨、「請求人は過去3回交通事故による頸部捻挫、腰部挫傷にて通院歴があり、いずれもオートバイ若しくは自転車乗車中、車との接触で中程度のエネルギー外傷を受けている。電車の揺れで、直接疼痛を来すとは考え難く、上記による筋力低下、易疲労性の蓄積が本件の疼痛発症の原因となったことは否定できない。」と述べている。また、F医師は、平成30年2月29日付け意見書において、要旨、「電車で揺られて発生したとは考え難く、以前の交通事故の後遺症の症状が出現したものと考える。」と述べ、本件傷病と本件出来事との相当因果関係を否定する旨意見している。
- (4) 上記医師らの意見は、請求人の傷病経過、受診歴を踏まえ、請求人の傷病等について総合的に検討したものであり、決定書理由に説示するとおり、医学的

経験則に基づく妥当な所見であると判断する。よって、本件傷病と本件出来事との間に相当因果関係を認めることはできない。

- (5) なお、請求人は、本件出来事により「腰椎椎間板症」が生じたものと主張するが、当該疾患は、長期間にわたる経年変化として出現するものであり、電車で揺られたために発症したとは考え難く、同主張を採用することはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月11日